

年金委員制度のご案内

公的年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたいと思う年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『職域型』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

年金委員のメリット

年金制度改正のお知らせ

- 1 定期的なお知らせで、制度改正情報をご案内します。

研修会への無料参加

- 2 年金委員限定の研修会に参加できます。

表彰制度

- 3 活動の功績に対して表彰制度があります。

制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度の理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。

主に会社代表の方や庶務担当の方、民生委員や自治会役員の経験者の方などが活躍されています。



年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を通じて、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担う方々です。

年金委員は、社会的信望があり、かつ政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有するものとして推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。【日本年金機構法第30条】

活動内容の事例

- ◇日本年金機構が主催する年金委員研修への参加
 - ・全国の年金事務所や日本年金機構本部では、年金委員活動の充実を目的とした任意参加の研修会を定期的で開催しています。
- ◇ポスターやリーフレットの掲示、設置、配布
 - ・制度改正などを契機に、年金事務所から制度周知用ポスターやリーフレットを送付させていただく場合がございます。ご協力いただける範囲内で職場内掲示など、従業員やそのご家族の皆さまに周知していただくようお願いしております。

『職域型』年金委員になるには、『年金委員推薦書（職域型）』を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

様式は、日本年金機構ホームページ、(<http://www.nenkin.go.jp/>)「年金委員通信」からダウンロードできます。

制度の趣旨をご理解いただき
ぜひ年金委員の推薦をお願いいたします。

「わたしと年金」エッセイ募集中!

～ 公的年金をテーマにしたエッセイを募集します ～



応募締切

令和6年9月9日(月) 消印有効

応募資格

中学生以上の方

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構
理事長賞、優秀賞、入選
◎賞状の授与並びに記念品を
贈呈します。

応募要項

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。(応募作品は返却しません。)

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。

提出先

日本年金機構 相談・サービス推進部
情報提供推進グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部
情報提供推進グループ わたしと年金 担当
(電話番号) 03-5344-1100 (代表)

国民年金保険料が スマートフォンアプリで納付できます

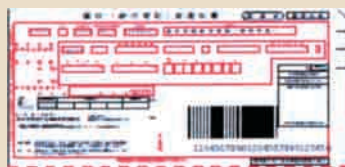
いつでも!
どこでも!



国民年金保険料について、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できます。

【ご利用に必要なもの】

- ① 納付書
- ② スマートフォン
- ③ 決済アプリ



■対象決済アプリ (五十順)

- ・ au PAY
- ・ d払い®
- ・ PayB (※)
- ・ PayPay
- ・ LINE Pay
- ・ 楽天ペイ



※金融機関等が提供するアプリを含む。

詳細は、PayBのホームページ (<https://payb.jp/finance/>) をご覧ください。

傷病手当金支給申請書（新様式）の記入上の注意点

令和5年1月から新様式に変更した傷病手当金支給申請書の不備の多い箇所について、ご紹介します。以下4つの注意点を確認いただき、正確な記入にご協力をお願いいたします。

【2ページ目】被保険者（ご本人）様の記入で不備が多いポイント

申請内容の傷病名欄 ✓ の記入

申請書4ページ目の医師が記入した傷病名を確認し、✓の記入をお願いいたします。✓の記入が漏れていると審査できません。必ずご確認ください。

申請期間中の報酬有無確認

申請書3ページ目の事証主様の証明を確認のうえ、矛盾しないようご注意ください。

申請期間に報酬を受けている場合は「1」、報酬を受けていない場合は「2」を記入してください。

【3ページ目】事業主様の記入で不備やお問い合わせが多いポイント

勤務状況（年月）の記入

申請書2ページ目「申請期間」(上記青枠)の範囲で出勤した日をご記入ください。

出勤した日が1日もない場合でも、左側の年月は必ず記入してください。

報酬の記載欄

⚡支給額が0円の場合は、記入不要です。

申請書2ページ目「申請期間」(上記青枠)の、有給など出勤していない日に対して報酬を支給した場合、支給対象日と金額をご記入ください。

申請の前に再度
4つの注意点をご確認ください！



医療費が高額になりそうなとき

医療機関等の窓口※1でのお支払いが高額となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、後から払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

医療機関等の窓口での1か月（1日～月末）の支払いを自己負担限度額※2までとする方法が2つあります。

※1 医療機関（入院・外来別）、薬局等それぞれでの取り扱いとなります。

※2 差額ベッド代等の保険外負担分や、入院時の食事負担額は対象外です。同月に入院や外来等の複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

方法① マイナ保険証を利用する

オンライン資格確認を導入している医療機関等の窓口でマイナ保険証（健康保険証登録をしたマイナンバーカード）を提示し、「限度額情報の表示」に同意する。

方法② 限度額適用認定証を利用する

オンライン資格確認を導入していない医療機関等を受診する場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、「限度額適用認定証」を健康保険証とあわせて提示する。

<<< マイナ保険証が使える医療機関は順次拡大中 >>>

保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

オンライン資格確認を導入している（マイナ保険証が使える）道内の医療機関等は、令和6年3月時点で7,700以上です。

オンライン資格確認を導入している（マイナ保険証が使える）医療機関等は、左のポスター・ステッカーが目印です。

オンライン資格確認を導入している医療機関等の検索はこちら⇒

マイナ保険証 医療機関 検索



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは

 **全国健康保険協会 北海道支部**
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



労働保険Q&A

はじめての定年再雇用 収入の低下率って年収ベース？それとも月収ベース？

Q わが社で初めて定年60歳を超えて再雇用となる勤続年数38年の従業員がいます。定年再雇用の賃金水準は、職務内容や職責が大きく変わることから、定年前と比較すると低くなる見込みです。高年齢雇用継続給付の活用を前提に、給付の対象となる賃金の低下率を事前に把握したいのですが、収入の低下率とは、賞与も含めた年収ベースで見ただけでいいのでしょうか？

A 賞与は含めません。原則月ごとの賃金支給額で低下率は判断します。60歳を定年年齢としている会社では、再雇用後の賃金が定年前と比較し大幅に下がるケースが多く見受けられますが、高年齢雇用継続給付は、収入が減る高齢従業員の就業意欲の維持や65歳までの雇用継続を援助・推進することを目的とした制度です。再雇用後の月ごとの賃金支給額（賞与に該当する手当は除く。）が、ハローワークに登録した60歳時点の賃金月額と比較して、一定割合以下となったときに、高年齢雇用継続給付は支給されます。60歳到達時賃金証明書や高年齢雇用継続給付金申請書の賃金欄に、賞与に該当する手当を含めて申請してしまったときは、ハローワークに訂正する必要があります。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



■高年齢雇用継続基本給付金の支給要件

高年齢雇用継続給付には、高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金の2種類の給付金があります。本件の事例の場合は、以下の要件を満たす従業員を対象に、高年齢雇用継続基本給付金の申請を検討することになります。

- (1) 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること^{※1}
- (2) 被保険者であった期間が5年以上あること
- (3) 定年再雇用後の月ごとの賃金支給額^{※2}が、60歳到達時等賃金証明でハローワークに登録した賃金月額の75%未満となっていること
- (4) 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと

※1 支給対象月の初日から末日まで被保険者であった月に限ります。

※2 支給対象月中に支払われた賃金額が、支給限度額未満である必要があります。支給限度額は、「毎月勤労統計」の平均定期給与額により毎年8月1日に改定されます。

■高年齢雇用継続基本給付金の申請手続き

本件の事例の場合は、雇用保険被保険者期間が5年以上ある従業員が60歳になったタイミングで、受給資格の確認と初回の給付金申請を目的に、以下の書類を4か月以内にハローワークに提出することになります。この手続きは、GビズIDによるe-Gov電子申請の利用が可能です。

- (1) 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
- (2) 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書

2回目以降は、65歳になるまでハローワークが指定する奇数月か偶数月のいずれかで、2か月ごとに給付申請を行います。

60歳到達時等賃金証明の提出は義務ではありませんが、不測の事態により60歳到達後に賃金が低下し、又は転職等により支給要件に該当する場合もあり、この場合は、60歳到達時に遡って手続きが必要になります。遡り処理は作業量が膨らむことから、従業員が60歳になったら、たとえ収入の低下率が基準に達しないことが見込まれたとしても、60歳到達時等賃金証明を提出しておくことをお勧めいたします。

高年齢雇用継続給付は、60歳から65歳までと5年に及ぶ長い制度です。手続きに漏れないよう、スケジュール管理を行いましょ。

参照条文・参照資料

高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kounenrei.pdf>

Q&A～高年齢雇用継続給付～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158464.html>

雇用継続給付の申請内容に誤りがあった場合の手続きについて

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/content/contents/001417272.pdf>

令和5年8月1日から支給限度額が変更になります。皆さまへの給付額が変わる場合があります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001125523.pdf>

雇用継続給付及び育児休業給付の手続きを事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の記名を省略できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001125523.pdf>

働く人の

ライフ&マネープラン

定額減税について

物価高騰による経済対策の一環として、今年6月から定額減税が実施されています。給与所得者の定額減税は原則として給与等からの天引き額の調整により実施されることになることから、扶養家族のいない人や税負担が少なめの人などは減税の恩恵がわかり難いと感じるかもしれません。まずは、普段の給料等から天引きされる所得税と住民税について理解した上で、1年限りとなりますが今回の定額減税を知っておくようにしましょう。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣 (すどう とみ)



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いたい!」(朝日新聞出版)、「Onlyoneの家づくり」(北海道新聞社)、「生命保険見直しガイド」(日本実業出版) など著書・監修が多数

所得税は暫定額で天引き

所得税(復興特別所得税※1含む)については、給料とボーナスから暫定的な税額が天引きされています。1月から12月の総収入や各種控除(社会保険料控除や生命保険料控除等)が確定する12月に年末調整により所得税額の過不足を調整する仕組みになっています。年末調整により税の還付があったり、逆に徴収さ

れる場合もあります。

翌年1月頃に勤務先から、1年間の収入や各種所得控除、負担した所得税額(源泉徴収税額)が記載された「給与所得の源泉徴収票」が発行されます。なお、年の途中で退職した人はこの年末調整が行われなため確定申告する必要があります。

住民税は後払い

住民税の額は所得税が決定した後に決まります。毎年5月から6月に勤務先を通じて受け取る住民税決定通知書※2に納付額が記載されます。住民税は、前年1月から12月末までの所得に対して、翌年の6月から1年かけて納付する“後払い”となっています。この住民税決定通知書には「所得」「所得控除」「税額」などの他に、今年6月から翌年5月の給料から徴収される住民税の「納付額」が記載されています。

1月から5月に退職して無職になる場合は、6月頃に納付書が送られてきます。こちらは4期に分けて納

めます(これを普通徴収といいます)。一方、退職後も引き続き働く場合は、その給料から住民税が天引きされます。定年退職の場合、退職後の再雇用で減った収入から退職前の所得に対する住民税が毎月の給料から1年間天引きされることとなります。例えば、定年退職の前年の年収が800万円あった人では約45万円(月に約3.7万円)※3の負担となります。なお新卒などで今年から働き始めて前年の所得がない人については、住民税決定通知書の納付額は0円となります。

今回の定額減税について

現在実施中の定額減税は、本人、配偶者を含む扶養親族一人につき所得税3万円、住民税1万円の合計4万円となります(年収制限あり)。給与所得者の場合は、今年6月以降の給料・ボーナスから、源泉徴収される所得税の額から定額減税分の金額が控除されます(一回で控除しきれない場合はそれ以降の月で控除します)。

住民税の定額減税については、今年6月分の住民税は天引きせずに、7月から翌年5月に定額減税後の税額を天引きする形になります。所得税と住民税での扱

いが異なるため、事務手数の煩雑さに辟易している担当者も多いのではないのでしょうか。国税庁では「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター※4」を設けていますので、減税処理の際に活用するといでしょう。

このように住民税については少しずつ月数をかけての減税ですから、一括給付のような“もらった感”はないかもしれませんが、これを機に自身の税額について確認しておきましょう。

※1 東日本大震災の復興財源確保を目的として2013年から2037年12月末まで所得税額の2.1%を所得税に上乗せしている

※2 給与所得者には「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収額の決定・変更通知書」

※3 社会保険料控除(年収の15%)以外の控除なしとして試算

※4 給与支払者向け所得税定額減税コールセンター 0570-02-4562 土日祝除く9時~17時